

消費者ホットライン

「188」って何のこと?

アナウンスに従って自宅の郵便番号を入力すると、最寄りの消費生活相談窓口につながる全国共通の電話番号です。消費生活センターでは、トラブル解決のための助言を行うだけでなく、事業者との交渉のお手伝い(あっせん)や、より適切な窓口の紹介も行います。おかしいと思ったら、早めに相談しましょう。



相談は、相談者自身の被害回復に役立つだけでなく、消費者向け注意情報への活用、事業者の指導・処分、法整備などを通じて、ほかの方への被害拡大を防ぐためにも役立ちます。



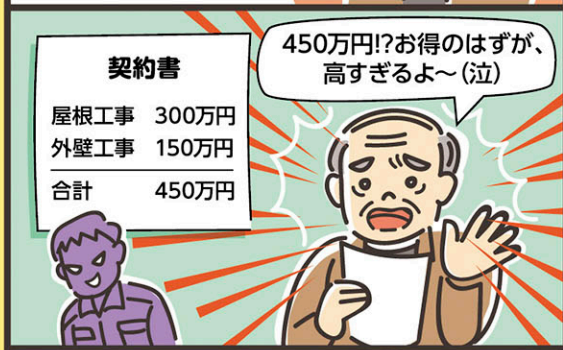
兵庫県立消費生活総合センター

ホームページ
<https://www.seiken.server-shared.com/>

兵庫県立消費生活総合センター 検索



●点検商法



- 突然訪れ点検を勧めてくる事業者には、安易に点検させないようにしましょう。
- 「今だけ値引きする」など言葉巧みに契約をせかす悪質な手口には注意しましょう。
- 契約する場合は複数社から見積もりを取り、周りの人にも相談して、工事内容や料金を十分に検討しましょう!(見積もりは有料の場合もあるので事前に確認を!)
- 普段から住宅メーカーや施工業者等に緊急時の対応について相談しておくとう安心です。

●訪問購入



- 不用品を何でも買い取ると勧誘しながら、それらには目もくれず、貴金属を見せるよう強引に迫る悪質な事業者に注意! きっぱり断り、売りたいものは絶対見せないことです。なお、依頼をしていないのに、突然家に来て買い取りをすることは法律で禁止されています。
- 買い取りに了承した場合でも、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフができますので、あきらめずに消費生活センターにご相談ください。